

目 次

P. 1	第1条	[名 称]
	第2条	[事 務 所]
	第3条	[目 的]
	第4条	[活 動 内 容]
	第5条	[会 員]
P. 2	第6条	[役 員]
	第7条	[役 員 の 職 務]
	第8条	[役 員 の 選 任]
P. 3	第9条	[役 員 の 任 期]
	第10条	[部 員]
	第11条	[高 校 生 部 員]
	第12条	[O B ・ O G]
	第13条	[指 導 部]
P. 4	第14条	[保 護 者 会]
	第15条	[会 議]
	第16条	[会 議 の 招 集]
	第17条	[会 議 の 決 議]
	第18条	[総 会]
	第19条	[総 会 の 決 議 事 項]
P. 5	第20条	[総 会 の 司 会]
	第21条	[総 会 の 議 長]
	第22条	[会 計 年 度]
	第23条	[会 費]
P. 6	第24条	[補 助]
	第25条	[会 員 資 格 の 喪 失]
	第26条	[非 会 員 の 活 動 参 加]
	第27条	[慶 弔]
	第28条	[そ の 他]
		[附 則]

添付.1

組 織 図

英 彰 剣 道 ク ラ ブ 会 則

[名 称]

第1条 この会の名称は、「英彰剣道クラブ」と称する。(以下「本会」という。)
ただし、スポーツ少年団活動に関するときは、「英彰剣道スポーツ少年団」の名称を用いることとする。

[事 務 所]

第2条 本会の事務所は、会長自宅に置くこととする。

[目 的]

第3条 本会は、剣道を通して青少年を健全に育成することを目的とする。

[活 動 内 容]

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を行うこととする。

- ア) 指導部による剣道の技術指導と、挨拶などの礼儀作法の指導
- イ) 会員間の親睦を深め、友好関係を構築するためのレクリエーション活動
- ウ) 英彰校区自治連合会への所属および参加
- エ) 財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団への所属および参加
- オ) 財団法人全日本剣道連盟への所属および参加
- カ) 会員の技術向上を確認するための試合活動
- キ) その他

[会 員]

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- ア) 役員
- イ) 部員
- ウ) 高校生部員
- エ) OB・OG
- オ) 指導員
- カ) 保護者

[役 員]

第6条 本会に次の役員を置くこととする。

顧問	若 干 名
理事	若 干 名
名誉会長	1 名
相談役	1 名
会長	1 名
副会長	1 名
指導部長	1 名
保護者会会長	1 名
会計	2 名
監査	1 名
庶務	1 名

[役 員 の 職 務]

第7条 役員は、ボランティア精神に徹し、無償で活動することを主旨とする。

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を総理するものとする。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行するものとする。
- 3) 指導部長は、剣道技術の指導を総理し、試合に出場する選手を、会長ならびに副会長と協議のうえ、決定するものとする。
- 4) 保護者会会長は、保護者会を代表し、これを総理するものとする。
- 5) 会計は、本会の出納事務すべてを行うものとする。
- 6) 監査は、本会の会計ならびに運営事務全般を監査するものとする。
- 7) 庶務は、本会の運営事務全般を補助するものとする。

[役 員 の 選 任]

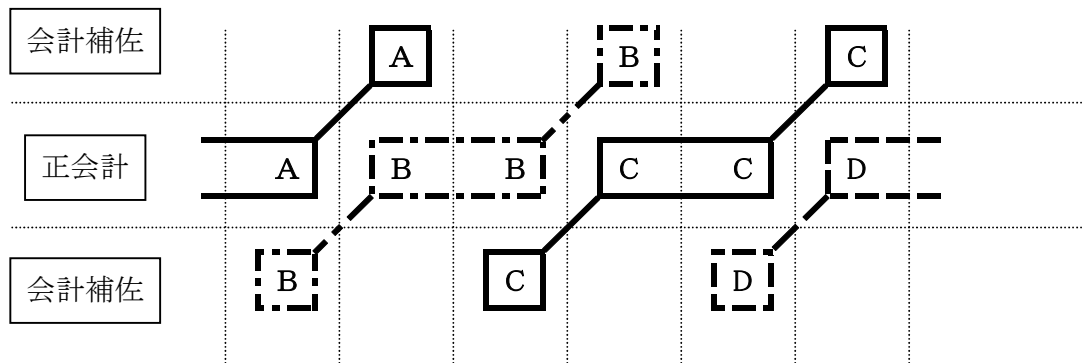
第8条 会長、副会長は、総会の決議においてこれを選任するものとする。

- 1) 指導部長は、会長が指名するものとする。
- 2) 保護者会会長は、総会にて保護者より選出し、会長がこれを任命するものとする。
- 3) 会計は、総会にて保護者より選出し、会長がこれを任命するものとする。
- 4) 監査は、会長が指名するものとする。
- 5) 庶務は、会長が指名するものとする。

[役 員 の 任 期]

第9条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 1) 保護者会会長については、2年とする。
- 2) 会計については、正会計が2年とし、その前後1年ずつは正会計を補佐するものとし、会計業務に4年携わるものとする。



[部 員]

第10条 本会の主役を子供たちとし、これを「部員」と称するものとする。

部員は、原則として英彰校区に在住の小学1年生から中学3年生までの子供とし、中学校を卒業するとともに卒部するものとする。ただし、諸般の事情により、他校区からの入会を希望する場合は、これを妨げないものとする。

[高 校 生 部 員]

第11条 高校1年生から高校3年生(同等年齢)までの活動参加者は、これを「高校生部員」と称するものとする。

[O B ・ O G]

第12条 部員または高校生部員として活動したものは、高校3年生卒業(同等年齢)ののち、これを「OB(男子)・OG(女子)」と称するものとする。

[指 導 部]

第13条 指導部は、部員の健全育成と技術指導にふさわしいと会長および副会長ならびに指導部長が認める指導員でこれを構成するものとし、指導員は原則として、OB・OGから選出するものとする。ただし、諸般の事情により指導員に

不足が発生する場合には、その補充について保護者会会長を交え協議決定するものとする。

[保 護 者 会]

第14条 部員および高校生部員ならびにOB・OGの保護者により、本会の活動を支援するための会を設置することとし、これを「英彰剣道クラブ保護者会」と称するものとする。(以下「保護者会」という。)

[会 議]

第15条 本会は、定期総会・臨時総会・役員会・運営委員会の会議を行うこととする。

- 1) 定期総会は、毎年1回、4月および5月中に行うこととする。
- 2) 臨時総会は、必要に応じて開催することとする。
- 3) 役員会は、必要に応じて開催することとする。
- 4) 運営委員会は、必要に応じて開催することとし、運営委員は、会長・副会長・指導部長・保護者会会長・会計・監査・庶務の8名とする。

[会 議 の 招 集]

第16条 本会の会議は、会長が招集するものとする。ただし、会長ならびに副会長ともに、会議の招集を発動できない場合は、指導部長および保護者会会長の協議によりこれを招集できるものとする。

[会 議 の 決 議]

第17条 本会の会議の決議は、出席者の過半数をもって行うこととする。

[総 会]

第18条 総会は、運営委員会及び指導部ならびに保護者の出席により、開催されたものをこれと認めることとする。

[総会の決議事項]

第19条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定することとする。

- ア) 会長および副会長ならびに保護者会会長および会計の選任
- イ) 活動計画ならびに予算及び決算に関する事項

- ウ) 会則の改廃に関する事項
- エ) その他、本会の運営に関する重要な事項

[総 会 の 司 会]

第20条 総会の司会・進行役は、指導部より選出するものとする。

[総 会 の 議 長]

第21条 総会の議長は、当該総会において選出するものとする。

[会 計 年 度]

第22条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

[会 費]

第23条 本会の会費は、無料とする。ただし、会員は本会での活動に要する諸費用を本会会計に納めるものとし、細則は次の各号によるものとする。

- ア) 部員は、1人につき年間8,000円の活動費を、一括又は分割により納めるものとする。
- イ) 部員は、スポーツ保険料及びスポーツ少年団登録料ならびに合宿積立金を、ア)とは別に納めるものとする。
- ウ) 高校生部員・OB・OG・指導員の活動費は、原則として無料とする。
- エ) 高校生部員・OB・OG・指導員が、本会にてスポーツ保険への加入を希望する場合は、該当保険料を本会会計へ納めることとする。
- オ) 本会所有の防具の貸し出しは有償とし、次の各項目に規定する。
 - a. 貸し出しを希望する会員を対象とする。
 - b. 貸し出し品目は、面、胴、垂の3品とする。
 - c. 貸し出し期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とする。
 - c. 貸し出し料は、1品につき年間500円とし、貸し出し期間が1年に満たない場合でも、1年間分の貸し出し料を納めることとする。
 - d. 甲手については、個人購入を原則とし、その修理期間のみ本会所有の甲手の貸出しを認め、1回の貸出し期間につき使用料は¥250円とし、修理期間終了後速やかに返却することとする。

カ) その他、本会活動に必要な費用が発生する場合は、会員の負担すべき金額及びその納入方法等を、運営委員会にて協議決定することとする。

補 助

第24条 部員が宿泊を伴う公式戦に本会を代表して出場する場合には、選手と引率の指導員に補助金を出すこととし、保護者はその対象外とする。

[会 員 資 格 の 喪 失]

第25条 本会会員が、次の各号に該当することになった場合は、運営委員会の協議と決議をもって、本人の意思に関係なく、会員資格を失うものとする。

- ア) 会員との連絡が取れなくなった場合。
- イ) 本会則に定める活動経費の徴収が認められない場合。
- ウ) 本会の目的に反すると認められる事実が発生した場合。

[非 会 員 の 活 動 参 加]

第26条 非会員の活動参加は、自己責任自己管理の上、認めることとする。
ただし、レクリエーション活動や行事活動の参加については原則として認めないこととし、参加を希望する場合は運営委員で協議決定することとする。

[慶 弔]

第27条 本会会員の二親等以内の同居の家族に対し、慶弔の意を表すこととし、必要な措置は役員にて協議決定することとする。

[そ の 他]

第28条 この会則に記載なき事項については、運営委員会で決定権の所在を協議し、必要な会議を開催のうえ、その決議に委ねるものとする。

[附 則]

- 1) この会則は、平成 23年 3月 1日 から施行するものとする。

英 彰 剣 道 ク ラ ブ

組 織 図

平成 22年度

